

## 移動等円滑化取組報告書（2020 年度）

令和 3 年 6 月 30 日

住 所 三重県津市中央 1 番 1 号  
 事業者名 三重交通株式会社  
 代表者名 （役職名及び氏名）  
 取締役社長 竹谷 賢一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両及び貸切バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両 及び貸切バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
【乗合バス車両】 ノンステップバス への車両更新	・2020 年度はノンステップバス 7 両（連節バス 2 両含む）を購入し、バリアフリー新法不適合車両（ツーステップバス等）9 両を廃車する。 バリアフリー新法適合車両（ノンステップバス・ワンステップバス）の比率を 2020 年度末で 84%以上とする。	・購入：9 両（計画比+2 両） ・廃車：5 両（計画比▲4 両） ・2020 年度末のバリアフリー化率：84%（計画どおり） ※2020 年度末時点
【貸切バス車両】 リフト付バスの 導入	・2020 年度はリフト付観光バス 3 両体制を維持する。	・計画通り

## ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
【乗合・貸切バス車両】 乗降時のサポート	・車椅子等をご利用のお客様が乗降する際は、乗務員が適宜サポートを行う。  ・車椅子のお客様をスムーズにサポートできるよう、乗務員にマニュアルの周知を図ると共に、新規採用者には研修所内に設置した練習施設を活用して実車体験訓練を実施する。	・計画通り  ・計画通り

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>【乗合バス車両】 ノンステップバス等の運行状況の情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスロケーションシステム「BUS-VISION」において車種別（ノンステップバス、ワンステップバス、ツーステップバス）に走行中の路線や行先、現在位置を検索できる機能を提供する</li> </ul> <p>○2020年度導入予定：伊勢エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り実施</li> </ul>
<p>【乗合バス車両】 ホームページの多言語案内の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人のお客様にも安心してご利用頂けるよう、当社のホームページ上のご案内や時刻運賃検索システムの多言語化を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り実施</li> </ul>
<p>【乗合バス車両】 ご利用ガイドの配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットをご利用いただけない方やWEB検索が苦手な方でも、バス路線やご乗車方法等が確認できるエリア別のご利用ガイドを作成し、配布する。</li> </ul> <p>○2020年度導入予定：上野・名張、伊勢・志摩エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り実施</li> </ul>
<p>【貸切バス車両】 リフト付観光バスのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや2019年度にリニューアルしたパンフレットを活用し、旅行会社等を通じてPRを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り実施</li> </ul>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>乗務員講習会 新規採用運転士研修 フォローアップ研修 バリアフリー研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全乗務員を対象に年4回実施</li> <li>・新規採用（登用）の運転士全員を対象に実施</li> <li>・配属1年未満の運転士全員を対象に随時実施</li> <li>・障害者の方を講師にお招きし、生の声をお伺いすることで障害者の方の考え方や視点を学ぶことを目的とした研修を実施（2020年度～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施済（全乗務員）</li> <li>・実施済（対象80名）</li> <li>・実施済（対象85名）</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大に伴い当面見合わせ</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子のお客様等の円滑な乗降を図るため、名張駅西口および桔梗が丘駅東口において、バスロータリー防護柵の改修を実施</li> <li>・関係先のご協力も得ながら、ご利用環境向上を図るため、停留所上屋を整備（2020年度実施済：神宮会館前）</li> <li>・Webサイトや電話で寄せられたお客様のご意見には担当部署より速やかに返答するとともに、社内で情報共有を図り、取組の改善に活用した</li> <li>・本社企画部をバリアフリーの主管部署とし、社として連携する体制を構築した</li> <li>・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会に当社も委員として参画し、関係機関との連携強化を図った</li> <li>・主要駅（桑名駅、近鉄四日市駅、亀山駅、伊勢市駅）の駅前整備や再開発に向けた検討会議等に当社も委員として参画するなど、バス事業者の立場からお客様の利用環境向上に向けた提言や協力を図っている</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) その他

・中期的な対応方針については当社の中期経営計画に、移動等円滑化に関する措置については当該年度の事業計画・予算に予め反映し、着実な実施を図っている。

II 乗合バス車両・貸切バス車両の移動等円滑化の達成状況

(1) 乗合バス車両

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステ ップバス の車両数	ワンステ ップバス の車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロー ープ 板を備 えたも の	リフト を備 えたも の		計	うちス ロー ープ 板を 備 えた も の	うちリ フト を備 えた も の	計	うちス ロー ープ 板を 備 えた も の	うちリ フト を備 えた も の
前年度車両数	694	449	240	205	4	0	4	245	156	0	15	89	0	0
年度内に供用を 開始した車両数	10	9	9	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
年度内に供用を 廃止した車両数	18	8	6	2	0	0	0	10	5	0	0	5	0	0
年度末車両数	686	450	243	203	4	0	4	236	152	0	15	84	0	0

(2) 貸切バス車両

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				
	計	ノンステップバスの車両数	リフト付きバスの車両数	スロープ付きバスの車両数	その他の車両数
前年度 車両数	5	1	4	0	0
年度末 車両数	5	1	4	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

該当項目	乗合	貸切
(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、 かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。		○